

令和6年度
教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業
(現職教師の新たな免許状取得の促進)
公募要領

令和6年4月
文部科学省

目 次

1	事業の趣旨	- 3 -
2	事業の内容	- 3 -
3	委託対象	- 3 -
4	企画競争に参加する者の必要資格に関する事項	- 3 -
5	事業規模（予算）	- 3 -
6	委託期間	- 4 -
7	応募方法等	- 4 -
8	選定	- 5 -
9	事業の実施	- 5 -
10	スケジュール	- 6 -
11	その他	- 6 -

別紙1	テーマごとの趣旨、委託内容等 現職教師の新たな免許状取得の促進	- 8 -
-----	------------------------------------	-------	-------

別紙2	企画提案書 作成上の留意事項	- 12 -
-----	----------------	-------	--------

（別紙様式）

別紙様式1 事業計画書（企画提案書）

別紙様式2 経費計画

別紙様式3 再委託先の経費計画

別紙様式4 誓約書

1 事業の趣旨

新たな知識や技術の活用により社会が加速度的に大きく変化する中、我が国が将来に向けて更に発展し、繁栄を維持していくためには、様々な分野で活躍できる質の高い人材育成が不可欠である。こうした人材育成の中核を担うのが学校教育であり、中でも教育の直接の担い手である教師の資質能力を向上させることは最も重要である。

教師が備えるべき資質能力としては、これまでも繰り返し提言されてきた不易の資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化や自らのキャリアステージに応じて求められる資質能力を生涯にわたって高めていくことのできる力や、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力などを備えることなどが求められている。

このため、教師が自ら学び続ける強い意志を備え、これらの資質能力を教職生涯にわたって向上させていくことができるよう、大学、教育委員会、民間教育事業者等へ委託を行い、新たな社会に求められる資質能力を有する教師の養成に資する先導的な教職科目の開発、多様な人材の活用や教員採用等に関する近年の課題への対応、時代の変化等に応じて必要な教師の資質能力の育成に資する効果的な研修等に関する研究、現職教師の新たな免許状取得の促進等について、教師の養成・採用・研修を通じた一体的な改革に資する取組を推進する。

2 事業の内容

上記1に示した趣旨の下、以下のテーマのうちいずれか一つ以上の趣旨を満たす免許法認定講習、免許法認定公開講座又は免許法認定通信教育（以下「認定講習等」という。）を実施するものとする。なお、各テーマの具体的な内容については、別紙1によるものとする。

(3) ①免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する認定講習等の開発・実施

(3) ②小中学校免許状併有のための認定講習等の開発・実施

※ 1者の1テーマあたりの企画提案件数の上限は1件とする。ただし、1者による複数のテーマへの企画提案は妨げない。

3 委託対象

教育職員免許法施行規則第36条第1項各号、第43条の4又は第46条第1項各号に規定する、認定講習等の開設者として定められている者を委託対象（以下、「大学・教育委員会等」という。）とする。複数の大学・教育委員会等がコンソーシアム等を組織した上で事業を行うことも可能であるが、その場合は中心となる大学・教育委員会等に委託する。

なお、事業の実施に当たっては、当該委託事業の事務を担当する組織を置き、委託費の使途等が明朗であるよう留意するとともに、事務を担当する組織以外に、事業内容について検討を行うため、外部の有識者や教育委員会、現職教師等を構成員とする検討委員会を設置すること。

4 企画競争に参加する者の必要資格に関する事項

- ・予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ・文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者ではないこと。

5 事業規模（予算） ※採択件数は審査委員会が決定する。

5件、10,000千円程度（1件あたり1,000～2,000千円程度）

6 委託期間

契約締結日～当該年度末日（当該年度の末日が行政機関の休日である場合は、直前の平日）の間に必要な期間とする。

7 応募方法等

本事業の委託を受けようとする企画提案者は次項以下に定めるところにより、提出期限までに、企画提案書等を作成し、総合教育政策局長宛に提出すること。

なお、企画提案書等の作成等応募に係る費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

(1) 提出書類

<必須>

- ① 企画提案書（別紙様式1）
- ② 経費計画（別紙様式2, 3）
- ③ 審査基準に記載の「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し
- ④ 誓約書（別紙様式4）

※①について

別紙様式1のうち「免許法認定講習等実施計画」については、免許法認定講習等の認定申請等要領（令和6年度以降開設分）における「実施計画書（様式第2号）」及び「開設科目の概要（様式第3号）」の様式を用いること。

（免許法認定講習等の認定申請等の様式はこちらに掲載）

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1403019.htm

※④について

1) 本企画競争に参加を希望する企画提案者（地方公共団体、国公立大学法人及び独立行政法人を除く。）は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を、別紙様式4により提出しなければならない。また、企画提案書の業務の一部を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出しなければならない。

2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とする。

(2) 提出期限

令和6年5月16日（木）17時

※公募締切日後の企画提案書等の提出、差替及び訂正は認めない。

(3) 提出方法

応募書類一式は、電子メールにより以下のとおり提出するものとする。

電子メールによる提出が困難な場合等は（5）「提出先・問合せ先」に記載の連絡先まで相談すること。

郵送上またはメール送信上の事故（未達等）については、当省は一切の責任を負わない。

電子メール提出要領

- ・ 1 者が複数テーマについて応募する場合、テーマごとにメールを分けて送信すること。
- ・ メール の 件 名 は 「 (応 募) R6 一 体 的 改 革 推 進 事 業 (免 許 促 進 ・ 法 人 種 別 を 除 いた 企 画 提 案 者 名) 」 と す る こ と 。
例：学校法人虎ノ門学園が応募する場合
(応募) R6 一体的改革推進事業 (免許促進・虎ノ門学園)
- ・ 次項 (5) に示す電子メールアドレスに提出すること。
- ・ ファイル形式は Word、Excel、Powerpoint 等の各様式のファイル形式のままとすること。
ただし、上記「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に関する認定書類の写しなど、様式外のファイルについては、PDF 形式とすること。
- ・ ファイル名は、「【法人種別を除いた企画提案者名】 上記 2 のテーマ番号_様式番号様式名.xxx」の形式とすること。
例：学校法人虎ノ門学園が②のテーマに応募する場合
【虎ノ門学園】(3) ②_別紙様式 3 経費計画.xlsx
- ・ ファイルを含めメールの容量が 10MB を超える場合は、複数通のメールに分け、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ メール送信上の事故を防ぐため、メール受信後は文部科学省から受信確認の返信を行うこととする。メール送信の翌日となっても受信確認の連絡がない場合は次項の問合せ先へ問い合わせること。
- ・ 提出期限の最終日に提出する際は、必ず電子メール送信の後に次項の問合せ先へ電話連絡すること。(メール不達による事故を防ぐため。また提出期限は厳守であることから最終日についてはこの取扱いとする。)

(5) 提出先・問合せ先

文部科学省総合教育政策局教育人材政策課

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

電話番号：03-5253-4111 (代表) 内線：3573

電子メールアドレス：menkyo@mext.go.jp

(6) 留意事項

- ・ 応募書類一式を電子媒体で提出した場合、原本の提出（郵送等）は必要としない。

8 選定

(1) 選定

本事業の委託先の選定は、客観性、公正性及び透明性を担保するため、審査基準に基づき、提出のあった企画提案書について、審査委員会における書類審査を実施する。

(2) 選定結果の通知

企画提案者には、審査結果を通知する。

9 事業の実施

- (1) 選定された者については、「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業実施要項」及び「教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業実施要領」（以下「実施要項等」という。）

に基づき、委託契約を締結する。なお、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

- (2) 文部科学省は、前項の委託契約に基づき、「教育政策推進事業委託費」による経費措置を行う。なお、応募の際、企画提案書により、所要経費の積算の提出を求めるが、委託費として措置する額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、予算の範囲内で決定する。
- (3) 委託先は、契約した事業計画に基づき委託事業を実施し、「委託事業完了(廃止)報告書」を作成し、委託事業完了日から30日を経過した日又は契約満了日のいずれか早い日まで電子媒体にて文部科学省に提出すること。
- (4) 文部科学省は、委託事業の実施に際し、又は委託事業の実施後、事業内容についてのヒアリング、資料提供及び事業報告会等における発表・報告等を求めることがある。また、委託事業への指導助言等のため、視察等を行うことがある。
- (5) 「委託事業完了(廃止)報告書」等、文部科学省への提出物全てについて、委託先以外の者の個人情報を含めてはならない。委託先以外の者の個人情報は各委託先の責任の下、法令を遵守し取り扱うこと。
- (6) ここに定めるもののほか、委託事業の実施に当たっては、実施要項、委託契約書及び事業計画書等を遵守すること。
- (7) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに文部科学省へ届け出ること。
- (8) 文部科学省が事業の契約期間内及び契約期間が終了した後に、本事業によって得られたデータ等(個人情報以外の原データを含む)について情報提供の依頼を行った場合、大学等は当該データ等の提出について協力を行うこと。
- (9) 本事業によって得られた成果等は、ホームページへの掲載や全国会議での報告、講習内容のパッケージ化等を通じて、自都道府県・学内のみならず広く普及・啓発をすること。

10 スケジュール

- (1) 応募書類一式提出〆切

令和6年5月16日(木)17時 必着

- (2) 申請事業の審査

令和6年5月中旬～5月下旬

- (3) 選定結果の通知

令和6年6月上旬

- (4) 契約締結

令和6年6月下旬以降、順次締結(※)

- (5) 委託期間

契約締結日から当該年度末日(当該年度の末日が行政機関の休日である場合は、直前の平日)までの間で委託事業の実施に必要な期間

※ 国の契約は、契約書を締結(契約書に契約の当事者双方が押印)したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことを十分に踏まえ、事業計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに留意すること。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

契約締結にあたり必要となる書類(必ずしも書面での提出は必要としない)

- ・ 事業計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映した事業計画書の再提出を求める）
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・ 再委託に係る委託業務経費内訳
- ・ 銀行口座情報

11 その他

- （1） 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- （2） 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報は文部科学省Webサイトにて公開している本件の公募情報に開示する。

テーマごとの趣旨、委託内容等

現職教師の新たな免許状取得の促進

本事業の目的

平成 27 年 6 月の学校教育法の改正により制度化された義務教育学校においては、小中一貫教育を実施することを目的として、教師は、小学校教諭及び中学校教諭の教員免許状を併有することが原則とされている。小学校教諭及び中学校教諭の教員免許状については、令和元年 12 月に中央教育審議会初等中等教育分科会にて「新しい時代の初等中等教育の在り方論点取りまとめ」が公表され、義務教育 9 年間を見通した教科担任制の在り方については令和 4 年を目途として小学校高学年から導入すべきとも提言されているところである。

また、平成 29 年 6 月に閣議決定された規制改革実施計画においては、免許外教科担任の縮小に向けた方策についての指摘がなされ、文部科学省においては平成 30 年 10 月に「免許外教科担任の許可等に関する指針」を定めるなど、制度の適切な運用についての通知を行い、免許外教科担任の許可件数の更なる縮小等を図っている。

しかしながら、近年においても臨時免許状の授与件数が中・高合わせて約 4,600 件、免許外教科担任の許可件数が中・高合わせて約 1 万件となっており（文部科学省「教員免許状授与件数等調査」、特に中学校「技術」「家庭」、高等学校「情報」については、それぞれ中学校・高等学校の免許外教科担任許可件数のおよそ 3 割を占めるなど突出して件数が多く、指導体制の充実のためには、臨時免許状の授与件数及び免許外教科担任の許可件数の縮小は喫緊の課題となっている。

これらを踏まえ、小中学校免許状併有及び免許外教科担任の縮小に向けた、現職教師の新たな免許状取得の促進に資する免許法認定講習・免許法認定公開講座・免許法認定通信教育（以下、「認定講習等」という。）を開発・実施することが求められている。

以上の取組の推進により、教師の資質向上はもとより、現職教師が幅広い学校種や複数の教科について、広く指導することが可能となり、ひいては、教師配置の効率化にも資することが期待される。

「新たな教師の学びの姿」を実現するに当たり、教師の学びに充当できる時間が限られている中であっても効率的に受講できるよう、受講申込みから単位認定までを含めたオンラインによる実施や、現職研修を兼ねる認定講習等として開発・実施することが望ましい。

特に、オンラインによる実施については、「令和 6 年度以降の免許法認定講習等の遠隔による実施について（通知）」（令和 5 年 12 月 26 日付け 5 教教人第 42 号 教育人材政策課長通知）で示したとおり、これまで新型コロナウイルス感染症対策として措置していたオンラインによる実施の特例を恒常的に可能であることを示すなど、講習のみならず申請や証明書発行も含めてオンラインの積極的な活用を促しているところであるので、これらを十分考慮の上、実施内容を検討することが望ましい。

テーマ 1：免許外教科担任の縮小に必要な教科等に関する講習の開発・実施

本テーマの趣旨

免許外教科担任の許可件数の多い校種・教科や教員免許状取得者の少ない校種・教科の免許状を現職教師が取得する機会を拡大するために、当該校種・教科の教員免許状取得に係る認定講習等を開発・実施する。

実施に当たっては、当該地域における免許外教科担任の許可状況及び当該地域において必要とされる免許状の校種・教科を近い将来の見通しも含め定量的に把握した上で、取得促進を目指す免許状の校種・教科とその理由を明らかにすること（大学が実施する場合は、免許状の授与権者である都道府県教育委員会と連携し、当該地域の状況を把握すること）。その上で、開設時期や開設規模、開設方法等、現職教師の受講ニーズも踏まえ、免許状の取得に確実につながる講習の開設計画を具体的に立てること。

※大学が実施する場合、事業実施計画書には、都道府県教育委員会との連携方策を具体的に記載すること

【具体例】

- ・ 大学が、連携する都道府県教育委員会との協議により、当該地域においては「国語」の免許外教科担任の許可件数が多く、かつ採用選考の受験倍率が低下しているという課題認識を示されたため、課題解決に向けて現職教師が中学校教諭二種免許状（国語）を取得する機会を拡大するために、認定講習等を開設・実施する。なお、2年で免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、令和○年度は○年目として合計○単位の講習を開設予定である。
- ・ 授与権者である都道府県教育委員会が、当該地域において免許状取得者が少ない中学校教諭二種免許状（家庭）について、現職教師が取得する機会を拡大するために、免許法認定講習を開設し、実施する。なお、実習を含めた内容を完全オンラインで受講・単位認定を行う形式で開設予定である。
- ・ より充実したプログラミング教育を進めるため、専門的な知識を身に付け、プログラミング教育に関する知識・技能を高めるため、中学校教諭二種免許状（技術）や高等学校教諭一種免許状（情報）について、認定講習等を開設・実施することで、現職教師が教員免許状を取得する機会を拡大する。なお、オンラインやオンデマンドの活用により、単年度で免許状を取得できるよう必要単位に係る全講習を通信教育で開設予定である。

テーマ2：小中学校免許状併有のための講習の開発・実施

本テーマの趣旨

小学校の現職教師が中学校教諭免許状を、中学校の現職教師が小学校教諭免許状を取得するための環境を充実させ、小学校教諭免許状及び中学校教諭免許状を併有する現職教師数の増加を効率的に促すことのできる認定講習等を開発・実施する。また、本事業においては、令和3年7月に義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議にて「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」が公表されたことを踏まえた取組についても可とする。

なお、実施に当たっては、当該地域における現職教師の小中学校免許状の併有率を定量的に把握し、小中学校免許状の併有に係る方針を踏まえた上で、取得促進を目指す免許状の校種・教科とその理由を明らかにすること（大学が実施する場合は、任命権者である教育委員会等と連携し、当該地域の状況を把握すること）。その上で、開設時期や開設規模、開設方法等、現職教師の受講ニーズも踏まえ、免許状の取得に確実につながる講習の開設計画を具体的に立てること。

※事業実施計画書には、教育委員会との連携方策を具体的に記載すること

【具体例】

- ・ 大学が、連携する教育委員会との協議により、当該地域において、中学校教師が小学校教諭免許状を併有している割合が低い状況に対応する協力を求められたため、小学校教諭二種免許状を取得するに当たり現職の中学校教師が取り組みやすいように配慮した認定講習等のプログラムを開発した上で実施する。なお、オンラインやオンデマンドの活用により、単年度で免許状を取得できるよう必要単位に係る全講習を通信教育で開設予定である。
- ・ 授与権者である都道府県教育委員会が、当該地域では、算数、理科、外国語（英語）、体育を小学校高学年における教科担任制の優先実施教科として定めたことに伴い、中学校教諭二種免許状（数学）（理科）（英語）（体育）を取得するに当たり現職の小学校教師が取り組みやすいように配慮した認定講習等のプログラムを開発した上で実施する。なお、2年で免許状を取得できるよう講習を開設予定であり、令和〇年度は〇年目として合計〇単位の講習を開設予定である。

[留意事項]

① 認定講習等の大臣認定について

本委託事業の実施に当たっては、本事業の公募手続とは別に、当該事業において実施予定の認定講習等について、文部科学大臣へ認定講習等としての認定申請を行う必要があることに留意すること。なお、認定申請の手続に当たっては、以下の URL に示す認定申請等要領を十分確認した上で申請すること。なお、免許法認定講習、公開講座については開設の1か月前、免許法認定通信教育については開設の2か月前が申請期限である（教育職員免許法施行規則第39条第1項、第43条の5、第48条第1項）ので、留意すること。

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1403019.htm (認定講習、公開講座)

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1403020.htm (通信教育)

② 講習の開発・実施による成果目標

本事業で開発・実施する講習により得られる成果目標について、受講者数の見込み及び教員免許状取得予定者数等を、当該地域での免許外教科担任の許可状況や、過去の類似の講習等の実績、当該地域の現職教員へのニーズ調査等を踏まえて、具体的に計画書に記載すること。

③ 対象としない講習等

- ・ 文部科学省を含む公的機関により講習開発費の支援を受けている認定講習等については、本事業の対象としない。
- ・ 現職の小学校教師が中学校教諭免許状(外国語(英語))を取得するための講習の開発・実施については、初等中等教育局教育課程課外国語教育推進室が実施する「小学校外国語のための免許法認定講習等実施事業」に申請することとし、本事業の対象としない。当該事業の公募情報については、別途確認すること。
- ・ 現職の幼稚園教諭二種免許状を有する教師が幼稚園教諭一種免許状を取得するための講習の開発・実施については、初等中等教育局幼児教育課が実施する大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「質」の魅力向上・発信事業(幼稚園教諭免許法認定講習等の在り方に関する調査研究)に申請することとし、本事業の対象としない。当該事業の公募情報については、別途確認すること。

企画提案書 作成上の留意事項

1. 一般的事項

- (1) 企画提案書は、「令和6年度教師の養成・採用・研修の一体的改革推進事業公募要領」本文及び別紙1並びに本留意事項に基づいて作成すること。
- (2) 用紙サイズは、A4判縦型、横書きとすること。
- (3) フォントは明朝体又はゴシック体、文字サイズは原則10.5ポイント以上とすること。
- (4) 様式は、行の縦幅を拡充する場合及び各項目の説明で特に示している場合を除き、改変しないこと。
- (5) 企画提案書は、日本語及び日本国通貨で記入すること。
- (6) 複数のテーマについて応募する場合でも、企画提案書は一つにまとめて作成すること。
- (7) 各項目について、特に指定した場合を除き記載の分量は問わないが、ポイントが分かるように端的に分かりやすく記入すること。
- (8) 補足資料があれば、必要に応じ、1テーマにつき、全体で2枚までの範囲で添付すること（様式自由）。なお、選定に際して、文部科学省から別途、補足資料等を求める場合がある。
- (9) 企画提案書は、委託を受けようとする者の申出による差替えや訂正は、一切認められない。ただし、選定において、文部科学省から指示があった場合は、この限りではない。
- (10) 記入に際し不明点があれば文部科学省に問い合わせること。

2. 別紙様式2及び3（経費計画）

【一般的事項】

- ・ 事業計画・内容との整合性に十分留意し、事業の実施に真に必要な経費のみを計上すること。なお、他のプログラムや他の補助金・委託費等により経費措置を受けるものは、経費支払の対象にならないので、留意すること。
- ・ 委託契約の期間外に実施する内容については経費支払の対象にならないので、計上しないこと。

各経費の計上に当たっては「経費計上の留意事項等」を参照すること。